

掲示文書一覧(市長分)

令和8年2月27日

種別	番号	題名	主管課
規則	9	姫路市道路附属物自転車等駐車場条例施行規則の一部を改正する規則	道路総務課
規則	10	姫路市立美術館条例施行規則の一部を改正する規則	美術館総務課
規則	11	姫路文学館条例施行規則の一部を改正する規則	姫路文学館総務課
規則	12	姫路城西御屋敷跡庭園好古園条例施行規則の一部を改正する規則	姫路城総合管理室
規則	13	姫路城縦覧料等徴収条例施行規則の一部を改正する規則	姫路城管理事務所
告示	67	姫路市国民健康保険料督促状の公示送達について	国民健康保険課
公告	79	収容動物の公示について	動物管理センター

【 閲覧用 】
持ち帰り厳禁

姫路市規則第 9 号

令和 8年 2月 27日

姫路市長 清 元 秀 泰

姫路市道路附属物自転車等駐車場条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

姫路市道路附属物自転車等駐車場条例施行規則の一部を改正する規則

姫路市道路附属物自転車等駐車場条例施行規則（平成25年姫路市規則第12号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「第5条」を「第5条第1項」に改め、同条第2項中「いう」を「いい、条例第5条第2項の規定により駐車券の交付を受けたものとみなされた者を除く」に改める。

第3条の次に次の1条を加える。

（定期利用証及び前払式駐車券に係る駐車料金を徴収する時）

第3条の2 条例第8条第1項ただし書に規定する規則で定める時は、次の各号に掲げる駐車料金の区分に応じ、当該各号に定める時とする。

- (1) 次条第1項に規定する定期利用券に係る駐車料金 発行の時
- (2) 次条第1項に規定する定期利用シールに係る駐車料金 申込又は発行の時
- (3) 前払式駐車券に係る駐車料金 発行の時

第4条の見出しを「（定期利用証）」に改め、同条第5項中「定期利用券」を「定期利用証」に改め、同項を同条第10項とし、同条第4項を削り、同条第3項中「市長は、定期利用者が」を「定期利用者は、」に、「定期利用券」を「定期利用証」に、「定期利用券再交付申請書を提出させるものとする」を「市長に定期利用証再交付申請書を提出しなければならない」に改め、同項を同条第9項とし、同条第2項中「市長は、定期利用券」を「定期利用証」に、「) が」を「) は」に、「定期利用券購入申込書」を「定期利用証購入申込書」に、「定期利用券変更申請書」を「市長に定

期利用証変更申請書」に、「提出させるものとする」を「提出しなければならない」に改め、同項を同条第8項とし、同項の前に次の5項を加える。

3 市長は、前項の規定による申請があったときは、審査の上、定期利用の可否を決定するものとする。

4 市長は、前項の規定により自転車等駐車場（手柄山駐輪場を除く。第6項において同じ。）の定期利用を許可するときは、申請者に定期利用券を交付するものとする。

5 市長は、第3項の規定により自転車等駐車場（手柄山駐輪場に限る。）の定期利用を許可するときは、申請者に定期利用シールを交付するものとする。

6 定期利用券の交付を受けた者は、当該定期利用に係る自転車等を自転車等駐車場に入場させ、及び出場させる際に、当該定期利用券を提示するものとする。

7 定期利用シールの交付を受けた者は、定期利用シールを当該定期利用に係る自転車等の見やすいところに貼付するものとする。

第4条第1項中「市長は、」を削り、「定期利用券」を「定期利用証」に、「に定期利用券購入申込書を提出させるものとする」を「（第4項及び第5項において「申請者」という。）は、市長に定期利用証購入申込書を提出しなければならない」に改め、同項を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

条例第9条第1項に規定する規則で定める定期利用証は、定期利用券及び定期利用シール（定期利用券が発行されない自転車等駐車場において、定期利用券の代わりに発行されるシールであって、定期利用を証するものをいう。第5項及び第7項において同じ。）とする。

第6条第1項第1号から第3号までの規定及び第3項中「定期利用券」を「定期利用証」に改める。

第7条第1項第1号及び第3項中「定期利用券」を「定期利用証」に改める。

第10条中「第3条」の次に「、第3条の2」を加え、「第6条」を「第6条第2項及び第3項」に、「及び」を「並びに」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和8年3月14日から施行する。ただし、第10条の改正規定（「第3条」の次に「、第3条の2」を加える部分を除く。）は公布の日から施行する。

（準備行為）

2 姫路市道路附属物自転車等駐車場条例の一部を改正する条例（令和7年姫路市条例第82号）附則第3項の規定による準備行為を行うために必要な手続その他の行為は、この規則の施行前においても、この規則による改正後の姫路市道路附属物自転車等駐車場条例施行規則の規定の例により行うことができる。

姫路市規則第 10 号

令和 8 年 2 月 27 日

姫路市長 清 元 秀 泰

姫路市立美術館条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

姫路市立美術館条例施行規則の一部を改正する規則

姫路市立美術館条例施行規則（令和 4 年姫路市規則第 16 号）の一部を次のように改正する。

第 11 条第 1 項に次のただし書を加える。

ただし、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 231 条の 2 の 2 の規定により指定納付受託者に観覧料の納付を委託した場合であって、市長が観覧券を交付する必要がないと認めるときは、この限りでない。

附 則

この規則は、令和 8 年 3 月 1 日から施行する。

姫路市規則第 11 号

令和 8 年 2 月 27 日

姫路市長 清 元 秀 泰

姫路文学館条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

姫路文学館条例施行規則の一部を改正する規則

姫路文学館条例施行規則（令和 4 年姫路市規則第 12 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項に次のただし書を加える。

ただし、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 231 条の 2 の 2 の規定により指定納付受託者に観覧料の納付を委託した場合であって、市長が観覧券を交付する必要がないと認めるときは、この限りでない。

附 則

この規則は、令和 8 年 3 月 1 日から施行する。

姫路市規則第 12 号

令和 8 年 2 月 27 日

姫路市長 清 元 秀 泰

姫路城西御屋敷跡庭園好古園条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

姫路城西御屋敷跡庭園好古園条例施行規則の一部を改正する規則

姫路城西御屋敷跡庭園好古園条例施行規則（平成 4 年姫路市規則第 34 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項に次のただし書を加える。

ただし、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 231 条の 2 の 2 の規定により指定納付受託者に入園料の納付を委託した場合であって、市長が入園券を交付する必要がないと認めるときは、この限りでない。

附 則

この規則は、令和 8 年 3 月 1 日から施行する。

姫路市規則第 13 号

令和 8 年 2 月 27 日

姫路市長 清 元 秀 泰

姫路城縦覧料等徴収条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

姫路城縦覧料等徴収条例施行規則の一部を改正する規則

姫路城縦覧料等徴収条例施行規則（平成 19 年姫路市規則第 46 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項に次のただし書を加える。

ただし、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 231 条の 2 の 2 の規定により指定納付受託者に縦覧料等の納付を委託した場合であって、市長が縦覧券等を発行する必要がないと認めるときは、この限りでない。

附 則

この規則は、令和 8 年 3 月 1 日から施行する。

姫路市告示第 67 号

令和 8年 2月 27日

姫路市長 清 元 秀 泰

姫路市国民健康保険料督促状の公示送達について

国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条の規定により準用される地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により、下記書類を保管しているため、いつでもその送達を受けるべき者に交付します。

記

1 送達を受けるべき者の最終確認住所及び氏名

姫路市上手野242番地1

破魔 樹

2 送達すべき書類

姫路市国民健康保険料督促状

姫路市公告第 79 号
令和 8 年 2 月 27 日

姫路市長 清 元 秀 泰

収容動物の公示について

動物の愛護及び管理に関する法律（昭和 48 年法律第 105 号）第 36 条第 2 項の規定により、下記の動物を収容したので、公示します。

記

収容年月日	収容場所	種類	種別	性別	毛色	体格	特徴	負傷の程度	保管の場所
令和 8 年 2 月 4 日	姫路市南畝町二丁目	猫	ミックス	メス	白黒	中	首輪なし	鼻炎	エルザ動物医療センター

- 1 公示期間は、令和 8 年 2 月 27 日から同月 29 日までとします。
- 2 公示期間満了後 1 日以内に引き取らないとき又は引き取る旨の申出のないときは、この動物は処分します。
- 3 収容動物を引き取る場合は、下記の電話番号に連絡の上、収容動物の保管に要した費用及び返還に要する費用を持参してください。
- 4 引取り場所 姫路市東郷町 1 4 5 1 番地 3 姫路市動物管理センター 電話番号（281）9741